

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部（第7回）

日時：令和2年4月29日（水）

9：00～12：00

場所：ウェブ会議

1 開 会

（幹事長 古尾谷事務総長）

2 本部長挨拶

（本部長（全国知事会会長） 飯泉徳島県知事）

3 議 題

（1）国への緊急提言

（本部長代行・副本部長 平井鳥取県知事）

（2）各地域の状況

（各都道府県知事）

4 その他

【配付資料】

- ・ 出席者名簿
- ・ 国への緊急提言

第7回新型コロナウイルス緊急対策本部 出席者名簿 (敬称略)

職 名	氏 名
北海道知事	鈴木直道
秋田県知事	佐竹敬久
岩手県知事	達増拓也
山形県知事	吉村美栄子
宮城県知事	村井嘉浩
福島県知事	内堀雅雄
新潟県知事	花角英世
東京都知事	小池百合子
栃木県知事	福田富一
茨城県知事	大井川和彦
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	森田健作
神奈川県知事	黒岩祐治
山梨県知事	長崎幸太郎
静岡県知事	川勝平太
長野県知事	阿部守一
富山県知事	石井隆一
石川県知事	谷本正憲
愛知県知事	大村秀章
三重県知事	鈴木英敬
福井県知事	杉本達治
滋賀県知事	三日月大造
京都府知事	西脇隆俊
大阪府知事	吉村洋文
奈良県知事	荒井正吾
和歌山県知事	仁坂吉伸
兵庫県知事	井戸敏三
鳥取県知事	平井伸治
岡山県知事	伊原木隆太
島根県知事	丸山達也
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
香川県知事	浜田恵造
徳島県知事	飯泉嘉門
高知県知事	濱田省司
福岡県知事	小川洋
佐賀県知事	山口祥義
長崎県知事	中村法道
熊本県知事	蒲島郁夫
宮崎県知事	河野俊嗣
鹿児島県知事	三反園訓
沖縄県知事	玉城デニー

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策に係る全国知事会の累次にわたる緊急提言に対して、真摯に対応いただき感謝申し上げたい。

他方で、いよいよゴールデンウィーク本番を迎え、また現行の緊急事態措置の終期である5月6日も迫ってきていることから、現場の混乱を避ける観点からも、現行の新型インフルエンザ等対策特別措置法等の規定上、不具合が生じている点について早急に改善策を講じるとともに、今後の方針を早期にお示しいただく必要がある。

このため、以下の点について、国において早急に対応が図られるよう提言する。

記

1 緊急事態宣言について

- (1) 緊急事態宣言については、一部の地域での解除が「新たな人の動き」を生じさせる恐れがあることを踏まえ、引き続き、都道府県をまたいだ人の移動制限の実効性を担保するため、全都道府県を対象地域として継続することを基本として検討すること。その際、地域ごとの実情を踏まえ、感染の実態に応じ、段階に応じた対策（学校での活動、屋外活動、少人数会合等）を政府として明示するとともに、その判断を速やかに行うこと。
- (2) 5月7日以降も学校の臨時休業を継続する場合、自治体間や児童生徒間で学習機会の格差が生じないように、ICTを活用したオンライン学習などの学習機会を確保するとともに、これまでの学校臨時休業により不十分となっている学習が確保されるよう、家庭学習に必要な教材の作成・郵送費等、環境整備のための支援や、教員や学習指導員等の支援の拡充、土曜日や長期休業期間も活用するなどの教育課程の弾力的な編成、受験及び就職に関する配慮事項等について早急に検討し、かねてから懸案であった9月入学制の検討も含め、国としての方針を示すこと。
- (3) 観光地の旅館・ホテルについては、事業の継続が求められる対象とならないとされたが、旅館業法の規定の解釈を含め、各自治体が感染拡大防止に向けた実効性ある取り組みを行えるような措置を講ずること。
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の対象範囲外の施設に対する同法第24条9項による営業休止など、「必要な協力の要請」に関する都道府県対策本部長の裁量権を拡大すること。
- (5) 大型連休中の往来自粛は全国的な課題であり、国民の行動変容を強く促すよう、テレビや新聞、ホームページ、インターネットの検索連動型広告やディスプレイ広告等を使って、これまで以上に積極的かつ大々的な政府広報を実施するとともに、交通事業者等にも呼びかけを行うこと。
- (6) 感染終息後のV字回復や実効性ある需要喚起を行うことはもとより、外出自粛要請や休業要請などの措置によっても事態が収束に向かわない場合を想定し、より実効性のある次なる措置について国において検討すること。

2 実効性ある感染症拡大防止対策の強化について

- (1) 特定警戒都道府県を中心に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業要請を行っても協力が得られず、同法第45条第2項の規定による要請や同条第4項の公表を行ってもなお営業を継続する事業者が存在するところであり、全国にチェーン展開する事業者に対し政府としても休業等を要請するとともに、協力に応じた事業者への補償・支援の一層の充実を図り、都道府県知事の指示に従わない場合については、罰則適用の対象とする等、法制度も含め早急の実効性を担保する措置を講ずること。
- (2) PCR検査の結果が陽性であった者に対する感染症法に基づく積極的疫学調査における行動歴の調査や、自宅待機等に対して協力が得られないケースも多発しており、要請・指示に従わず、調査協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するため、罰則等も含めた法的措置を設けるなどの改善を図ること。
- (3) 感染が確認された患者情報は、感染症法に基づき医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、都道府県が地域の総合調整を行えるよう、入院患者に対するPCR検査件数を含め患者情報を集約するシステムを構築すること。
- (4) 羽田空港・伊丹空港で行われているサーモグラフィーを活用した体温測定について、主要な他空港に拡大するなど、水際対策の更なる徹底を航空会社に要請するとともに、発熱等による体調不良者の搭乗拒否を航空会社が行いやすくなるよう広く呼びかけること。

3 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備

- (1) 簡易検査キット、特効薬及びワクチンの早急な開発、実用化に向けて、新薬研究を国を挙げて支援するとともに、治験終了後、薬事承認については可能な限り迅速に行うことなど、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努め、安心な医療体制を構築すること。また、アビガンに加え、レムデシビルの使用など、薬剤治療の実用化へ早急に道を開くこと。
- (2) 医療機関等における医療物資については、これまでも国において責任をもって調達・供給する努力を重ねておられるが、住民の健康と命を守るため日夜懸命に診療に当たっている医療従事者、医療機関等へ、感染防御等に必要なサージカルマスク、N95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療物資が一日も早く十分に行き届くよう、調達状況の情報や見込みを明らかにすることを含め、更なる対策を講じられることを強く求める。
さらに、医療従事者に対する手厚い危険手当の支給や医療機関に対する財政的支援等を実施するための財源措置を速やかに講ずること。
併せて、PCR検査を必要とする方が速やかに受診できるよう、不足している検査試薬や綿棒の調達・確保や受検機会の拡大などについて、国が責任をもって体制を整備すること。
- (3) 先日、重症・中等症患者受入れに係る診療報酬の増額が行われたが、一般病床や休床病床に感染症患者やPCR検査中の有症状・疑似症患者を入院・外来治療する場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、医療機関の実情を踏まえ診療報酬のさらなる増額を行うこと。さらに、空床確保に係る国

庫補助について、単価の大幅引き上げや病棟単位での確保、感染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病棟及び外来診療も対象とするなど、入院医療機関に対する支援を具体的に提示すること。

- (4) 院内感染の発生が医療崩壊を招くことのないよう、これまで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部クラスター班で調査した結果を速やかに取りまとめ、動線の分離などの感染防止策に関する指針を早急に示すこと。あわせて、上記の取組を支援するための職員の派遣など、国による支援を機動的に実施すること。
- (5) 高齢者や障がい者の入所施設等で感染が生じた場合、重症化・クラスター化のおそれが高く、感染防止対策の徹底が求められる。また、感染が疑われる者が発生した場合の感染拡大リスク低減のための体制整備や職員の確保など、万一の備えも欠かせない。このため、感染防止対策や代替サービスの提供などに取り組み施設等に対して、報酬加算等の財政支援を充実すること。
- (6) 新型コロナウイルスの地域における感染状況を把握する上で抗体検査は重要であり、早急に抗体検査の有効性を確認し、国の責任で、全国において抗体検査を実施すること。

4 緊急経済対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急経済対策への対応を強力かつ迅速に進めるため、補正予算に計上されている予備費の活用も含め、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の総額を大幅に増額することなど、追加の経済対策についても検討すること。
- (2) 収入が減少した事業者の家賃が大きな負担となっていることから、家賃の軽減等を行う法的措置を制度化し、支援制度を創設すること。
- (3) 交付額の算定に当たっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実行できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止や経済活動の回復に向けた取組に対して、十分かつ確実な財政措置を行うこと。

また、甚大な影響を受けている住民生活や地域経済への支援を各都道府県がスピード感をもって実行できるよう、速やかに対象事業や遡及適用などの制度設計を行うとともに、事前協議への迅速な対応、提出書類や審査の簡素化を図ること。

さらに、各地方自治体の実情に応じて創意工夫を図り、実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに、離島航路など地方公共交通機関の維持・確保に係る経費も対象とするほか、基金造成などの年度間流用も含め柔軟に活用できる、自由度の高い制度とすること。

- (4) 国の責任で緊急事態宣言の発出を行った以上、国の責任において休業要請の対象となる行為・施設等の範囲及び財政支援の在り方を国が個別具体的方針を明確に示すとともに、各都道府県が実施する緊急事態措置に協力した事業者等に対する協力金をはじめとする個人や事業主に対する補助金や助成金等について、現下の危機的状況に鑑み、特例的に非課税扱いとすること。
- (5) 「持続化給付金」について、売上げ要件などの支給要件の緩和を図るとともに、速やかに事業者にも周知徹底し、オンライン以外の手続きも含め受付体制を整えること。また、複数回支給するなど大きな影響を受けた事業者にとって十分な支援となる制度と

すること。さらに、「特別定額給付金（仮称）」を早期に支給できるよう、システム改修など費用負担も含め早急に対策を講ずること。

- (6) 雇用調整助成金は、従業員への休業手当の支払後でなければ申請ができないため、企業の資金繰り支援及び企業の雇用維持に向けた動機付けの効果を高める観点から、休業手当の支払い前に支給申請が可能となるよう、手当支払いを証する確認書類を後日提出とするなど迅速な支給のための改善措置を講ずること。あわせて、上限額の引き上げを行うこと。
- (7) 激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置について、今回も対象とするよう弾力的な運用を行うこと。
- (8) 経済活動の自粛とそれに伴う雇用情勢の悪化が懸念される中、離職者や内定取消者等を会計年度任用職員として採用する地方公共団体が相次いでいる。リーマンショック後に設けられた緊急雇用創出事業のように雇用の受け皿を確保するための制度を創設すること。

5 風評被害の防止と個人情報保護の徹底について

感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者等に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではない。特に、感染者やその家族の個人情報の追求や、SNS等による拡散のおそれは深刻であり、感染を拡げないようにするための疫学調査の実施にも支障を来している状況である。こうした現状を踏まえ、国において、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を、法的措置を含め講ずること。

令和2年4月29日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部
本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門
副本部長 鳥取県知事 平井 伸治
副本部長 京都府知事 西脇 隆俊
副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治